

一般社団法人文化財保存修復学会表彰規程

2006. 07. 26 制定施行

2009. 08. 18 改 定

第1条(対象)

本規程は一般社団法人文化財保存修復学会（以下、文化財保存修復学会と呼ぶ）が本会会員に対して行なう表彰に関して定めたもので、文化財保存修復学会定款第3条に規定の文化財保存修復学会の目的実現に功績のあったものを対象とする。

第2条(種類)

本表彰は以下の3種類とし、賞状および記念品を授与してその功績を讃えるものとする。

学会賞	若干名
業績賞	2件程度
奨励賞	3件程度

第3条(学会賞)

学会賞は文化財および文化財に関連する領域において、保存および修復の学理、修復技術およびその応用などの研究および活動を通して、文化財の保存および修復の分野の発展に特別の功労があったものに授与する。

第4条(業績賞)

業績賞は文化財および文化財に関連する領域において、保存および修復の学理、修復技術および応用などの一連の研究および活動を通して、文化財の保存および修復の学理や技術の発展に多大な功績があったものに授与する。

第5条(奨励賞)

奨励賞は文化財および文化財に関連する領域において、保存修復あるいは保存科学の学理、修復技術および応用などの一連の研究および活動を通して、文化財の保存および修復の学理や技術の発展に大きな活躍が見込まれる会員で次の各号すべてに該当するものに授与する。ただし、業績賞と奨励賞に同時に選ばれた場合は業績賞を優先する。

1. 表彰を受ける年の4月1日現在で40歳以下であることが望ましい。
2. 奨励賞ならびに業績賞を受賞したことがないこと。
3. 文化財保存修復学会大会で発表あるいは文化財保存修復学会誌へ投稿したことがあること。

第6条(受賞資格)

受賞者は表彰の時点において原則として文化財保存修復学会会員であることを要する。

第7条(受賞者の選考)

受賞者選考のために受賞者選考委員会(以下、選考委員会と呼ぶ)をおく。

第8条(選考委員会の委員の選出)

第7条に規定の選考委員会の委員は文化財保存修復学会理事会に諮り、会長が委嘱する。選考委員会は委員の専門分野のバランスを考慮して5名以上の委員をもって構成される。

第9条(選考委員の任期)

選考委員の任期は総会の日から翌年の総会の前日までの一期一年とし、選考委員の任期は継続して二期を越えることはできない。

第10条(選考委員会の運営)

選考委員の互選により委員長を決定し、委員会の議長を務める。選考にあたって選考委員会の委員長は選考内規を提案、審議、決定する。

第11条(候補者の選出)

表彰の対象となる業績は会員からの一般公募(自薦および他薦)に応じたもの、および、選考委員会の委員の推薦したものの中から選考内規に従って審議する。

第12条(候補者の選出結果)

選考委員会は各賞の選考内規にもとづき候補者を選考し、その結果を選考理由および必要書類を添付して文化財保存修復学会会長に報告しなければならない。

第13条(受賞者の決定)

文化財保存修復学会会長は第12条に規定の選考委員会の選考結果を理事会あるいは拡大理事会に諮りその承認を経て受賞者を決定する。理事会で決定した場合は文化財保存修復学会会長あるいは庶務担当の理事より諮問委員および監事にその内容などについて報告する。

第14条(表彰者)

表彰は表彰時点における文化財保存修復学会会長名により行なう。

第15条(表彰時期および周知)

表彰は文化財保存修復学会総会にて行なう。文化財保存修復学会誌(古文化財の科学)および保存修復学会通信にて受賞を周知する。

第16条(表彰規程細則)

表彰の詳細は各賞ごとに選考内規を定める。

第17条(表彰規程の改定)

本規程の制定、改定および廃止は理事会の審議を経ておこなう。

附則 第一条 本規程は2006年7月26日より施行する。

第二条 本規程施行の年の選考委員会の委員の任期についてのみ本規則の施行日より2007年の総会の前日までとする。